

## 第 68 回接続委員会 議事概要

日時 令和 6 年 1 月 17 日（水）17:02～17:40

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、西村 暢史委員、西村 真由美委員、山下 東子委員、青柳 由香委員、関口 博正専門委員、高橋 賢専門委員、橋本 悟専門委員

総務省 井上料金サービス課長、竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、柴田料金サービス課課長補佐

### 【議事概要】

#### ・電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第 3 1 7 4 号】

- 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

### <電気通信事業法施行規則等の一部改正について>

#### 【主な発言等】

（西村暢史委員）

資料 15 ページの考え方 5 について、今般の制度がビル&キープ方式の採用を強要するものではないという趣旨からも、接続当事者間の合意が大変重要な局面と理解した。特に、資料 37 ページに記載のとおり、適切な合意を確保する観点から具体性・公平性の諸要素が盛り込まれているのもその証左かと思われる。

これらは、具体性・公平性があったとしても、例えばハの具体的な合意の適用期間、ニのトラヒック等、接続に係る数量に係る条件を定める場合の数量の範囲の数値については、恐らくその後のほかの合意への影響も考えられるため、接続事業者との協議を含めた合意プロセスにおいては適切かつ適宜に具体的・公平な数値などの合理性も説明することが非常に重要かと思う。

したがって、考え方 5 で示されているとおり、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準については、公平であるほか、具体的・合理的であることが適当という点を強調したい。

(柴田料金サービス課課長補佐)

御指摘のとおりであると思う。総務省としても、公平・具体的な基準について、合理的なものとして、接続事業者に対して丁寧に説明がなされているかどうかを注視していきたい。

(西村真由美委員)

意見9の中で出ていたショートメッセージサービスについて、必要に応じて検討していくという考え方が示されているところ、今後こういった流れになっていくのか御説明いただきたい。

(柴田料金サービス課課長補佐)

ビル&キープ方式の選択可能化については、接続当事者間の合意に基づいて行われるものであるため、他事業者からもショートメッセージサービスをビル&キープ方式の対象としたいという意見があるのかということも踏まえて検討を行っていくことになるかと考えている。また、これまでは、電話等の音声サービスに関するビル&キープ方式の適否が検討されてきたが、その他のサービスについて、電話等の音声サービスとどのような差異があるのかということが必要に応じて検討することになるかと考えている。

(相田主査)

利用者料金との関係等のセクションの様々な御意見を伺ってみると、今回、「基本料金」という表現が分かりにくかったのかなという感想を持った。

資料34ページについて、接続料の算定等に関する研究会での検討で当初から想定していたのは、発信側事業者が通話料を「エンドエンド」で料金設定する場合でのビル&キープ方式の適用であり、サービス呼や国際通話といったものはビル&キープ方式の対象からは外れるのだろうという想定の下で、国内の基本呼について接続料の支払いがなくなったからといって、着信側から電話を着信するたびに従量制の着信通話料でコスト回収することは適切ではないという意図だったと思うが、それを表現するに当たって、法令上「着信通話料」といった概念が存在しないため、「着信コストを含む基本料」というような表記になったと承知している。

この表現が誤解を招きやすかったということで、何か機会があったら、ガイドライン等の表記をもう少し分かりやすい表記にすることも検討いただければよいのではないかと  
思う。

(柴田料金サービス課課長補佐)

今般の制度については、事業者の皆様に対し、機会を得て丁寧な説明を行っていくこと  
によって、事業者の皆様の認識にくい違いが生じないようにしていきたいと考えている。  
その上で、先生御指摘のさらなる記載などについて、将来的にこの制度の活用の中で必要  
に応じて検討していくことになるかと考えている。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、1月23日(火)に開催予定の電気通信事業部会に  
おいて本報告書(案)のとおり報告することとしたい。